

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、胎内市選挙管理委員会から、次のとおり指定及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
乙地区交流施設	胎内市乙 2705 番地	大広間	165.62	平成 28 年 5 月 18 日
		多目的ホール	99.37	
		研修室	33.12	
総合体育館	胎内市清水 9 番地 7	アリーナ	1,791.41	
		多目的室	104.36	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
乙総合福祉センター	胎内市乙 1157 番地 1	大広間	178.00	平成 28 年 5 月 18 日
		中広間	77.00	
中条体育館	胎内市東本町 16 番 70 号	競技場	1,194.00	
		会議室	154.00	